報　第１号

技術員の給与に関する規程の一部改正について

教育長に対する権限委任規則（昭和53年広島県教育委員会規則第１号）第３条第１項の規定により，技術員の給与に関する規程（平成21年広島県教育委員会訓令第５号）の一部改正について臨時に代理したので，同条第２項の規定により報告し，承認を求めます。

平成25年７月４日

広島県教育委員会教育長　下　﨑　邦　明

１　臨時に代理した理由

職員の給与の特例に関する条例（平成 25 年広島県条例第 33 号）の施行に準じ，平成 25 年７月１日から施行する必要があったため，教育長が臨時に代理したものである。

２　臨時に代理した事項

職員の給与の特例に関する条例による非現業職員の給与の減額の特例措置に準じ，現業職員の給与の減額の特例措置を行うために，技術員の給与に関する規程の一部を改正した。

３　臨時代理年月日

平成 25 年６月 28 日

４　根拠規定

教育長に対する権限委任規則

第１条　広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 26 条第１項の規定に基づき，教育委員会の権限に属する事務のうち，次の各号に掲げるものを除き，広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

一～三　（略）

四　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃

五～二十五　（略）

第３条　教育長は，第１条各号に掲げる事項について，緊急を要する事案で，かつ，教育委員会の会議を招集する暇がないとき又は同会議が成立しないときは，当該事項を臨時に代理することができる。

２　教育長は，前項の規定により臨時に代理したときは，これを次の教育委員会の会議に報告し，その承認を求めなければならない。

広島県教育委員会訓令第三号

県立学校

技術員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

広島県教育委員会
委員長　大野　徹

技術員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技術員の給与に関する規程（平成二十一年広島県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び四項を加える。

（職員の給与の特例）

7　第二条第一項の技術職給料表の適用を受ける職員の給料月額は、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、同条及び第三条並びに第五条の規定により準用する給与条例（以下「準用給与条例」という。）第五条の二及び第二十一条第一項から第四項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額から、その額に次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の給与（第五条の規定により準用する職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の規定により支給する退職手当を含む。以下同じ。）の額の算出の基礎となる場合においては、この限りでない。

職員	割合
その職務の級が三級以下の職員	一〇〇分の四・四
その職務の級が四級以上の職員	一〇〇分の七・四

8　前項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給与の額の算出の基礎となる給料月額は、特例期間において、前項本文の規定により定められた給料月額とする。

一　準用給与条例第十一条の二に規定する地域手当（準用給与条例第十八条第一項の規定により支給する期末手当及び準用給与条例第十八条の四第一項の規定により支給する勤勉手当の額の算出の基礎となる場合におけるものを除く。）

二　準用給与条例第十五条第七項に規定する勤務一時間当たりの給与額

9　次に掲げる給与の支給に当たっては、特例期間において、準用給与条例第十四条の二及び第十四条の三の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

一　準用給与条例第十四条の二に規定する特地勤務手当　当該職員の給料月額に対する特地勤務手当の月額に附則第七項の表の上欄に掲げる職員の区分に応じそれぞれ同表の下

欄に定める割合（次号において「支給減額率」という。）を乗じて得た額

二　準用給与条例第十四条の三に規定する特地勤務手当に準ずる手当　当該職員の給料月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

10　附則第六項の規定による給料を支給される職員に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第七項	給料月額は	給料月額（前項の規定による給料を含む。）は
	及び第三条	、第三条及び前項
	給料月額から	給料月額と前項の規定による給料の額との合計額から
附則第八項	給料月額は	給料月額（附則第六項の規定による給料を含む。以下この項及び次項において同じ。）は

附　則

この教育委員会訓令は、平成二十五年七月一日から施行する。

技術員の給与に関する規程（平成二十一年広島県教育委員会訓令第五号）新旧対照表

改正後	改正前
附　則 1～6　（略） （職員の給与の特例） 7　第二条第一項の技術職給料表の適用を受ける職員の給料月額は、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、同条及び第三条並びに第五条の規定により準用する給与条例（以下「準用給与条例」という。）第五条の二及び第二十一条第一項から第四項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額から、その額に次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の給与（第五条の規定により準用する職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の規定により支給する退職手当を含む。以下同じ。）の額の算出の基礎となる場合においては、この限りでない。 8　前項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給与の額の算出の基礎となる給料月額は、特例期間において、前項本文の規定により定められた給料月額とする。 一　準用給与条例第十一条の二に規定する地域手当（準用給与条例第十八条第一項の規定により支給する期末手当及び準用給与条例第十八条の四第一項の規定により支給する勤勉手当の額の算出の基礎となる場合におけるものを除く。） 二　準用給与条例第十五条第七項に規定する勤務一時間当たりの給与額 9　次に掲げる給与の支給に当たっては、特例期間において、準用給与条例第十四条の二及び第十四条の三の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。 一　準用給与条例第十四条の二に規定する特地勤務手当　当該職員の給料月額に対す	附　則 1～6　（略）

職員	割合
その職務の級が三級以下の職員	一〇〇分の四・四
その職務の級が四級以上の職員	一〇〇分の七・四

改正後	改正前
る特地勤務手当の月額に附則第七項の表の上欄に掲げる職員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（次号において「支給減額率」という。）を乗じて得た額 二　準用給与条例第十四条の三に規定する特地勤務手当に準ずる手当　当該職員の給料月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額 10　附則第六項の規定による給料を支給される職員に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 （略）	（略）

附則第七項	給料月額は	給料月額（前項の規定による給料を含む。）は
	及び第三条	、第三条及び前項
	給料月額から	給料月額と前項の規定による給料の額との合計額から
附則第八項	給料月額は	給料月額（附則第六項の規定による給料を含む。以下この項及び次項において同じ。）は